

# 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

〈問い合わせ〉健康ほけん課 医療保険係 ☎0967 (67) 2704



お知らせ

## ●後期高齢者医療制度の対象となる人

- 75歳以上の人 (75歳の誕生日から自動的に加入)
  - 65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人 (村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)
- ※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部、精神保健福祉手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
- ※一定の障がいに該当する人の加入 (障がいの認定の申請) は任意です。障がいの認定は、いつでも申請・撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請・撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3カ月未満である人などは対象になりません。

## ●令和8年度・9年度の保険料率

- 後期高齢者医療制度は公費 (5割)、現役世代からの支援金 (4割)、被保険者からの保険料 (1割) で運営しています。後期高齢者医療保険料は、加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。
- 保険料は被保険者一人一人が納めます。
- 保険料率は、2年ごとに見直され、県内で均一となります。

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料額} \\ \text{(限度額85万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(被保険者1人当たり)} \\ \text{63,000円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 43万円}^{\ast} \text{(基礎控除))} \\ \times \\ \text{所得割率11.06\%} \end{array}$$

※合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が<sup>ていげん</sup>逡減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

## ●所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減 (令和8年度改正)

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額 <sup>*1</sup> 】以下の世帯	7.2割
【基礎控除額 <sup>*1</sup> + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額 <sup>*1</sup> + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割

- ※1 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額 (43万円) に以下の金額が加算されます。(給与所得者等の数 - 1) × 10万円
- ※2 「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超 (65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超) の人の合計人数です。
- ※3 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

## ●子ども・子育て支援金制度の開始

・令和8年度より、子ども・子育て支援金制度が開始し、医療分の保険料とあわせて支援金を納付いただくこととなります。

※子ども・子育て支援金制度とは、すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

**支援金の額 (年額)**  
(限度額21,000円)

=

**均等割額**  
(被保険者1人当たり)  
1,400円

+

**所得割額**  
(総所得金額等 - 43万円\* (基礎控除))  
×  
所得割率0.25%

## ●所得が低い人への均等割額軽減

### ◆支援金の均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額*1】以下の世帯	7割
【基礎控除額*1 + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額*1 + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割

- ※1 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に以下の金額が加算されます。(給与所得者等の数 - 1) × 10万円
- ※2 「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。
- ※3 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

## ●令和8年度後期高齢者医療保険料の納め方

- ・後期高齢者医療に加入の人は「医療給付を受ける権利」と同時に「保険料を納める義務」があります。保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源です。納期限までに納付しましょう。
- ・後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(口座振替または納付書)により納めることとなります。

### 特別徴収の人

令和8年4月から年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。特別徴収の対象となる人は自動的に特別徴収になります。(申請は不要です。)ただし、年度途中で資格を取得した人や、年金の額によっては、普通徴収(口座振替または納付書での納付)になります。

### 普通徴収の人

令和8年4月から口座振替または納付書により保険料を納めていただきます。

- ・75歳到達や県外から転入などで新たに後期高齢者医療保険へ加入された人は、差し引き開始の手続きのため、初めは普通徴収によりお支払いいただき、該当される人は一定期間の後、自動的に年金差し引き(特別徴収)に切り替わります。
- ・口座振替は登録した預貯金口座から自動的に引き落とすため、納付する手間がなく、納付忘れの心配もありません。ぜひご利用ください。